株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部を改正する省令

（株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部改正）

第一条　株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令（平成十年大蔵省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律の規定により検査の際に財務省の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式による。 一　［略］ 二　株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十九条第二項	次の各号に掲げる法律の規定により検査の際に財務省の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式による。 一　［同上］ 二　株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十九条第二項（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第二十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。） ［三～十八　同上］
［三～十八　略］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第三十八号

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）及び中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第十三号）の施行に伴い、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　経済産業大臣　世耕　弘成

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項第一号を次のように改める。

一　厚生年金保険法第九条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第一項又は健康保険法第三条第一項に規定する被保険者（厚生年金保険法第十八条第一項若しくは船員保険法第十五条第一項に規定する厚生労働大臣の確認又は健康保険法第三十九条第一項に規定する保険者等の確認があった者に限り、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者（以下この号において「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当する厚生年金保険法第九条又は健康保険法第三条第一項に規定する被保険者を除く。）

第一条に次の五項を加える。

この省令において「災害」とは、震災、風水害、火災、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいい、「災害等」とは、災害並びに中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の経済産業大臣が定める事由、同項第二号の経済産業大臣が指定した事業活動の制限、並びに同項第三号及び第四号の経済産業大臣が指定する災害その他突発的に生じた事由をいう。

この省令において「特定贈与認定中小企業者」とは、第九条第二項に規定する特別贈与認定中小企業者及び特別贈与認定中小企業者であった者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）のうち、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与（遺贈（贈与をした者（以下「贈与者」という。）の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）に含まれる贈与を除く。以下同じ。）の時が災害等が発生した日よりも前であった中小企業者をいう。

この省令において「特定相続認定中小企業者」とは、第九条第三項に規定する特別相続認定中小企業者及び特別相続認定中小企業者であった者（同項の規定により当該認定が取り消された者を除く。）のうち、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）に係る相続の開始の日が災害等が発生した日前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間である中小企業者をいう。

この省令において「贈与認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等の発生前に贈与により取得した当該中小企業者の株式等（株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は持分をいう。以下同じ。）に係る贈与税を納付することが見込まれる場合において、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいう。

この省令において「相続認定前中小企業者」とは、中小企業者の代表者が災害等が発生した日前又は災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等に係る相続税を納付することが見込まれる場合において、法第十二条第一項の認定（第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者をいう。

第三条第四項中「事業所」を「事務所」に改める。

第六条第一項第一号中「株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は持分をいう。以下同じ。）」を削り、同項第二号中「贈与をした者（以下「贈与者」という。）の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）」及び「遺贈に含まれる贈与を除く。以下同じ。）」を削り、同項第七号ヌ中「計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」を「計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該贈与の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。）」に改め、同項第八号リ中「計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）」を「計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。ただし、当該相続の開始の時における常時使用する従業員の数が一人のときは、一人とする。）」に改める。

第七条第一項中「経済産業大臣」を「当該中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）」に改め、同条第二項、第三項及び第四項中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

5　経済産業大臣は、認定中小企業者（第九条第一項の認定中小企業者をいう。）、特別贈与認定中小企業者（第九条第二項の特別贈与認定中小企業者をいう。）及び特別相続認定中小企業者（第九条第三項の特別相続認定中小企業者をいう。）における経営の承継の円滑化のために必要があると認める